

共通目的事業・助成事業募集要項 (2024年度 2次募集)

授業目的公衆送信補償金制度（以下、「本制度」といいます。）の指定管理団体である一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（以下、「SARTRAS」といいます。）は、収受した補償金を授業で利用された著作物の権利者に分配する他、授業における著作物の利用をすべて把握することは困難であること等の理由から、権利者全体の利益となる共通目的事業を実施することが著作権法により義務付けられています（著作権法第104条の15第1項）。

SARTRASでは、下記要領により共通目的事業の助成事業に相応しい事業を広く募集いたします。

1. 助成対象となる事業

助成対象となる事業は以下の（1）又は（2）に該当するものであることが必要です。

- （1）著作権及び著作隣接権の保護に関する事業
- （2）著作物の創作の振興及び普及に資する事業

過去の助成決定事業は、SARTRAS ホームページをご参照ください。

2. 助成事業の対象期間

2024年7月1日以降に行われ2025年3月31日までに事業が完了する事業であること。

事業が複数年度にわたる場合は、申請は2事業年度毎とすることができますが、各年度の事業計画の提出、進捗の報告及び収支・決算は毎年度提出いただく必要があります。

3. 助成金額

1事業当たりの助成金額は原則として5,000万円を限度とします。ただし、共通目的事業委員会の審査を経てSARTRAS理事会が決定する場合はこの限りではありません。

※同一事業者が複数の助成申請をされる場合は、次の点にご留意願います。

- ・多くの方に助成するため、**1事業者の1事業年度当たりの申請件数は原則として3件以内としております。従って、2024年度1次募集の際に既に3件の助成申請をした事業者は2次募集への応募はできません。**
- ・審査は原則として受付順に行いますが、複数件数申請の場合は審査の順番を考慮させて頂く場合があります。
- ・1事業年度当たりの助成申請額は前年度に助成決定した金額も含め、原則として合計5,000万円以内とします。

※コンクール・イベント等の助成申請金額は、事業総額の50%以内で1事業当たり1,000万円以下を目安に申請をお願いします。なお、必要がある場合は事業総額の50%を超えて申請いただいても差し支えありませんが、その場合は理由を明記いただくようお願いします。

4. 申請手続き

(1) 申請書類

①SARTRAS 会員の構成団体が申請する場合

「助成申請書」(様式第 1 号)、「事業計画書」(様式第 2 号)及び「収支予算書」(様式第 3 号)。

②①以外の者が申請する場合

上記申請書類の他に、

法人の場合は 登記事項証明書、役員名簿、前年度事業報告書及び収支決算書を、

個人の場合は 履歴書(様式第 4 号)及び業績報告書(様式第 5 号)を提出ください。

なお、申請書類は、後述 6 記載の助成事業選定基準を踏まえた内容での提出をお願いします。また、助成の期間は年度単位となりますので、事業が複数年度にわたる場合であっても、単一年度の事業計画及び助成金額に区分して提出ください。

(2) 申請先

一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会 (SARTRAS) 宛

(3) 申請受付期間 (2024 年度 2 次募集)

2024 年 4 月 19 日 (金) から 2024 年 6 月 21 日 (金) 17 時まで (必着)

※申請書類一式については、必ず電子メールと郵送の両方でご提出ください。

(4) 審査結果通知

2024 年 8 月末までに申請者宛に審査結果(電子メール及び郵送)を通知いたします。

※審査は受付順に行います

※共通目的事業委員会は毎月助成事業の審査を行っておりますが、**1 回の審査件数は 15 件を目安としており、それ以上の申請があった場合は翌月以降の審査となる場合があります。**

5. 選定方法

SARTRAS 理事及び学識経験者で構成される共通目的事業委員会における厳正な審議を経て、SARTRAS 理事会で決定します。

6. 助成事業選定基準

助成事業は、「共通目的事業の選定及び共通目的基金の管理等に関する規程」(<https://sartras.or.jp/kyotsumokuteki/>) (以下、「共通目的事業規程」という。)の第 3 条、第 11 条及び第 14 条の全てに適合することが必要です。

また、個別事業を第三者に委託する場合は、委託の必要性、委託内容、委託先及び委託する額などがわかる資料の提出が必要です(同規程第 15 条(1))。

7. 助成金の請求及び支払い

助成金の支払いは、原則として実費精算による一括後払いとなります。

なお、助成金の前払いを希望される場合は、助成申請書（様式1号）に前払いを希望する旨を記載してください。その後、申請者が「助成金前払申請書」（様式第7号）により前払を申請した場合、SARTRASは、審査終了後、申請者に対し審査結果通知書をお送りするとともに、振込期日を調整の上、ご指定の銀行口座に前払い金をお振り込みすることとなります。

8. 助成事業の実施報告

助成を受けた事業者は、事業完了後 14 日以内に、「事業実施報告書」（様式第8号）、「事業報告書」（様式第9号）及び「収支決算書」（様式第10号）を添えてSARTRASに助成事業の完了を報告する必要があります。また、助成金の前払いを受けている場合は、あわせて助成金の精算を行い、残金がある場合、その残額をSARTRASに返還する必要があります。

なお、事業完了が2024年度末（2025年3月末）の事業については、SARTRASの2024年度決算の関係から、2025年4月中旬までに事業完了報告が完了するようご協力をお願いします。

9. 個人情報の取り扱いについて

共通目的事業の助成事業の申請に伴い、SARTRASが取得する個人情報は、共通目的事業の運営、管理のために使用いたします。個人情報に関するその他の取扱いは、SARTRASプライバシーポリシー（https://sartras.or.jp/privacy_policy/）をご参照ください。

10. その他

助成事業に関する詳細は、「共通目的事業規程」をご覧ください。

また、申請書の作成に当たっては、当該規程記載の助成事業選定基準をまとめたチェックリストをご活用ください。

11. 問い合わせ先

一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）事務局

（6月末まで）〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 6F

（7月以降） 〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-30、サウスヒル永田町 5F

TEL 03-6381-5026 FAX 03-6381-5027

E-mail : kyotsumokuteki@sartras.or.jp (@は半角です)

以上